

平成28年第8回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年8月25日(木) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	7 番	蔦 木 正彦
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	21 番	金 井 信

欠席委員	6 番	萩 原 剛
	8 番	小 宮 山 篤
	20 番	鈴 木 章司

1 互礼

事務局 ただいまから平成28年度第8回大月市農業委員会委員総会を開会いたします。

3 会長挨拶 皆さんこんにちは。本日は28年の第8回大月市農業委員会委員総会を開催いたしましたところ、ご多用の中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、猛暑も一休み、吹く風は涼風であります。朝晩凌ぎやすくなっ

てまいりました。台風9号による被害はいかがだったでしょうか。陽が出ますとまだまだ真夏日や猛暑日が続くようであります。そんな異常気象の中、委員各位には健康に留意されご活躍されますようご祈念を申し上げる次第であります。国道沿いに僅かに点在する小さな田園風景は大月市の貴重な遺産であり財産であります。皆で守っていききたいものであります。

本日の案件は、農地法第3条案件が5件、農地法第4条案件が1件、農地法第5条案件が3件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。

4 開会宣言

宮咲会長 本日は、萩原剛委員、鈴木章司委員、小宮山篤委員の3名の方が欠席でございます。金井信委員については遅参するという連絡が入っておりますが、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会の成立を宣告いたします。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長にお願いします。

6 議事録署名委員の指名

議長 13番 米山義一委員、14番 渡辺克典委員を指名する。

7 議案審議

議長 日程第7、これより、議案審議を行います。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。後記のとおり農地法第3条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので許可を求める。

番号1について担当委員の説明を求めます。古田政義委員お願いします。

古田委員 説明致します。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番1187、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積174㎡、権利種別3条有償移転、譲渡人氏名・住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇〇×××番地、譲受人氏名・住所、大月市〇〇町〇〇〇×××番地、経営面積22a、申請事由は農業経営の拡大であります。

場所は、3頁をご覧ください。申請地は●●●●●●●●の●●●●の南のちよつと下、斜線部のところ。先日、調査しました。現況畑で使用

しております。●●さんが今までしていたんですが、体調が悪くて少し減らそうということです。●●さんが農業経営の拡大ということで継続して畑を耕作するということです。

よろしくご審議をお願いします。

議長 それでは、担当委員の説明が終了いたしました。古田委員さんご苦労様でした。ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。

質疑ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可をしてもよろしい方は挙手願いたいと思います。

ありがとうございます。全会一致で許可と決定します。

議長 続きまして議案第26号番号2及び3につきましては、譲渡人と貸付人が譲受人と借受人が同一人でございますので、一括上程一括審議といたします。

担当委員の説明を求めます。和田廣行委員お願いいたします。

和田委員 それでは説明します。番号2、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番××××、地目、登記簿田、現況田、農振区分、農振外、面積406㎡、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××の×、地目、登記簿田、現況田、農振区分、農振外、面積70㎡、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××の×、地目、登記簿田、現況田、農振区分、農振外、面積317㎡、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××の×、地目、登記簿田、現況田、農振区分、農振外、面積165㎡、4筆ありまして合計面積が958㎡です。権利種別、3条有償移転、譲渡人氏名・住所、●●●●、横浜市〇〇区〇〇〇町〇番〇号、譲受人氏名・住所、●●●●、神奈川県相模原市〇区〇〇×××番地×、申請事由、農業経営の拡大。

もうひとつ捲っていただきまして、番号3、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇、地番××××、地目、登記簿田、現況田、農振区分、農用内、面積943㎡、もう一筆大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農用内、面積460㎡、田が1筆943㎡、畑が1筆460㎡、計2筆1403㎡、権利種別、3条使用賃貸、貸付人

氏名・住所、横浜市〇〇区〇〇〇×番×号、申請事由、借受人の農業経営の拡大、借受人氏名・住所、●●●●、神奈川県相模原市〇区〇〇××××番地×、申請事由、農業経営の拡大。

4頁をお願いします。国道20号線〇〇の信号から県道に入り約2kmほど行きますと●●●という橋があります。その●を渡って左側に行きますと800mぐらいの間に〇〇〇という地区があります。申請地は〇〇〇の一番奥の方になります。5頁をお願いします。5頁は賃貸借の方になります。奥に5軒ほど民家がございます。その一角になっております。ここにつきましては、ジャガイモとか野菜類を栽培するとのことですので。ご審議よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま担当委員の説明が終了しました。和田委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対し、質疑がありましたら挙手願います。

小宮委員 　　借受人の経営面積がございませんけど、経験だとか、器具などはどうなっていますか。

和田委員 　　この方は、どういうわけか田舎暮らしがしたいということで、たまたま恵能野を訪れたときに気に入ったみたいで、何とかここで生活したいといっています。同居人の方が農業をやってみたいということで、この申請に至りました。

議長 　　そのような説明でよろしいですか。

小宮委員 　　農具なんか、例えば管理機。

議長 　　農業機械ですね。営農計画書。

和田委員 　　農業機械に関しましては

平井委員 　　最初が所有権の移転、次が賃貸借。相模原から通ってジャガイモとか耕作ができるのかな。

和田委員 　　地図で四角い枠がありますが、これは前回の申請で住宅になっております。

平井委員 こっちに引っ越してくるの。最初から言わないとだめですよ。神奈川県から毎日ジャガイモなんてできるわけない。こっちに引っ越してくるの。

事務局 先月、5条申請をされた方です。現在のお住まいが相模原の〇区〇〇というところで、この方が家族で田舎がすごい好きだということで移住してくるということです。今も農業をむこうでもやっているということです。田舎でもっとやりたいということで移住してくるということです。

議 長 和田さん営農計画書がありますね。

平井委員 むこうでやっていて耕運機はないの。こんな広いところを手でできるの。その辺の計画がでているでしょ。それを読みあげれば。

事務局 耕運機が1台であとはリースで所有することになっております。

議 長 営農計画書の中に耕運機とあとは必要なものはリースで借りてやることになっている。専業でやるようようです。

平井委員 専用農家になるの。

事務局 はい。ほぼ専業農家です。2000㎡ないと要件を満たせないということで賃貸借と購入の申請が出ています。

議 長 それでは、ただいまの件で他に何かございますか。

(異議なしの声)

それでは、異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可をしてもよろしい方は挙手願います。

ありがとうございました。全一致で許可と決定いたします。

続きまして議案第26号番号4になります。担当委員の説明を求めます。葛木正彦委員お願いいたします。

葛木委員 説明いたします。議案第26条番号4、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振

外、面積148㎡、権利種別、3条有償移転、譲渡人氏名・住所、●●●、大月市○○町○○×××番地、譲受人氏名・住所、●●●●●、大月市○○町○○×××番地、経営面積、申請事由、経営面積33.4a、自己所有11.9a、借地21.5a、農業経営の拡大。

6頁ですがこの前競売の適格者証明をもらって、落札したということです。坂本たつ枝さんは高齢ですが息子さんが主にやるということです。ちょっと荒れすぎですが掘り起こして竹と野菜とか作って、竹は上の方が崩れそうなので竹を植えるそうです。以上です。

議長 担当委員の説明が終了いたしました。葛木委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対して何か質疑ございますか。
(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可してもよろしい方挙手願います。

ありがとうございました。全会一致で許可と決定します。

続きまして議案第27号農地法第3条の規定による返戻願に対して意見を求める件。後記のとおり農地法第3条の規定により許可を受けた件について返戻の願いがあったので意見を求める。

担当委員の説明を求めます。梶原勝委員お願いします。

梶原委員 説明いたします。議案第27号番号1、願出人住所、大月市○○町○○×××番地×、大月市○○×××、●●●●●の事由、所有権移転、農地の表示、所在大月市○○町○○○字○○、地番×××番×、地目、台帳畑、現況畑、地積619㎡、返戻理由、売買価格の折り合いがつかなかったため。

これは、先月の第7回農業委員会委員総会で案件として説明し、許可決定された許可書の返戻願です。場所は○○町の○○地区、●●●●●さんの●●●●●がありますがその近くでございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終了いたしました。梶原委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対して何か意見ございますか。

平井委員 これはこれでいいけれども、普通は金額を決めてからですよ。欲しい

欲しいで申請を出してから、金額が合わないじゃあね、金額を決めてから申請を出さないとね。

議長 まれなケースということで、他に何かございますか。

(ありませんの声)

それでは、質疑を打ち切ります。許可をしてもよろしいと思う方は挙手願いたいと思います。

ありがとうございます。それでは許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第28号の農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件・後期のとおり農地法第4条第1項の規定による農地等の使用目的変更申請があったので意見を求める。

番号1について担当委員の説明を求めます。久嶋良元委員お願いいたします。

久嶋委員 それでは説明いたします。土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農地区分、農振外、面積63㎡。同じく大字〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農地区分、農振外、面積54㎡、畑の合計が2筆で117㎡です。申請人氏名・住所・職業、●●●●、大月市〇〇町〇〇××番地、●●●●をしています。転用目的、施設等、道路、転用理由も道路です。10頁の左側をご覧ください。〇〇〇〇の信号機を上って行って中央道のガードをくぐり、●●●●●のところを70mほど通ると東側に入る道があります。幅員3mの舗装道路です。その舗装道路の直ぐ道下に●●●●●さんの住宅があります。●●●●●さんは●●●●●●●●を営んでおり、●●●●●●●●を所有しておりますが駐車場所がなく、市道に置くと邪魔になるし迷惑になるので、自宅の庭と隣の弟さんの●●●●●●●●さんの庭に車を入れる道路を造ろうと隣接地に農地を所有する●●●●●●●●さんに相談したところ、いいよということで一つ返事で売ってくれるということで、幅員3m、距離35mの道路を造りました。ただ、この方は農地法とか知らずに自分優先でこの道を造ってしまったということで深く反省しており後藤知事宛てに始末書が書いてありますので朗読いたします。

始末書。山梨県知事後藤斎殿。私が所有する後記土地について、自己が所有する土地の地目確認を懈怠し、農地法第5条に定める許可を取得しな

いまま、平成5年2月頃にコンクリートを打診し私道として使用しており、今日に至るまでの間、農地法に違反してしまいました。この度の不始末につきまして、私の農地法に対する認識不足が原因であり、今後このようなことがないよう誓約するとともに、同法に違反したことを深くお詫び申し上げます。山梨県大月市〇〇××〇番地、●●●●。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終了しました。ただいまの説明に対し質疑ございますか。

葛木委員 先ほど、●●●●さんがいいよという返事ですが、それはどういうことですか。

久嶋委員 隣の畑が●●●●さんのもので、〇〇の方が使っていました。〇〇の人に話したら、いいですよということで、平成4年頃道を造りました。

葛木委員 ●●●●さんに承諾書もらった。

議長 同意書ということですね。他に何かございますか。
ございませんか、ないようですから質疑を打ち切りますがよろしいでしょうか。
では、許可してもよろしい方は挙手願います。
はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当といたします。

議長 続きまして、議案第29号に移ります。
農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり、農地法第5条第1項の規定による転用の為の権利の移転、設定許可申請があったので意見を求める。番号1について担当委員の説明を求めます。古田政義委員お願いいたします。

古田委員 説明いたします。番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況資材置場になっています。農振区分、農振外、面積267㎡、権利、賃貸借、貸付人氏名・住所、●●●●●●、大月市〇〇町〇〇〇×××番地×、借受人氏名・住所、●●●●●●、大月市〇〇町〇〇〇×××番地×、転用目的・施設等、資材置場、転用理由、資材置場として利用したく申請。
先日、●●さんと●●さんの所に行って場所を見ながら話をききました。

12頁をご覧ください。〇〇〇の〇〇〇〇線があります。〇〇〇を渡って上へ上らないでそのまま〇〇方面へ100mばかり行きますと申請地がございます。●●●●と書いてありますから分かると思いますが●●●●●●があったところに、今も資材置場になっております。ここは農地のようなどころではなく崖のような笹藪になっている場所です。●●さんが●●さんのお父さんから借りて資材置場に使っていたようです。●●さんはここが農地だったと知らなかったということです。

始末書がでております。

始末書。山梨県知事後藤齋殿、大月市〇〇町〇〇〇×××番地×、●●●●●、不動産の表示、大月市〇〇町〇〇〇字〇〇〇×××番×、畑269m²。

父、●●が平成20年5月1日死亡したことにより、私が上記土地を相続により取得いたしました。相続により取得した当時より上記土地は●●●●●様に賃貸してあり、そのまま亡父が締結した賃貸契約を継続していましたが、本年3月18日付「利用動向調査」が農業委員会より送られてきて、上記土地は農地転用を行っていないことが分かりました。現在、上記土地は●●●●●様に賃貸しており、これを解約して農地に還元したところで、勤めとの関係で農地として耕作することはできません。したがって、寛大なるご処分を申し上げるとともに、農地法第5条の規定による許可申請をするに当たりここに深く謝罪し、今後このようなことがないことを確約いたします。

知らなかったということで賃貸契約を結ぶにも第5条の申請が必要だということでこの申請がでています。以上です。

議長 　　ただいま説明が終了いたしました。何か質問ございますか。

志村委員 　　例えば相続で土地をもらったり、譲ったりしたもので、相続の時にその人からもらった地目とか分かってなくてはいけない。その始末書の中で知らなかったということでもいいでしょうかね。

議長 　　相続する時、地目はでてますね。

志村委員 　　ただ、土地がいっぱいあって地番と照合できないとかですか。始末書の中にその一文がないと。
相続の場合はできるだけそういうことのないようにしましょうね。

議長 他に何かございますか。ないようですから質疑を打ち切りますがよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。全会一致で許可相当と決めます。

議長 続きまして番号2について私の担当ですから説明申し上げます。
番号2、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿田、現況畑、農振区分農振外、面積401㎡、1筆401㎡、権利賃貸借、貸付人氏名・住所、●●●●●、大月市〇〇町〇〇〇×××番地、借受人氏名・住所、大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●●●●●×××、転用目的・施設等、一般個人住宅、宅地、転用理由、借人、子の住宅を建築するためとあります。ここに書いてあるとおり●●●●●さんがお父さんで、●●●●●さんは子どもさんでございます。

地図は13頁を見ていただきたいと思います。国道20号線から〇〇の方へ入っていただきますと突き当たりが●●●●●の●●●●●であったり、あるいは●●●●●であったり、●●●●●であったりというようなことで住宅地の中にあるわけですが、この場所は●●●●●のすぐ南側でございます。●●●●●の初●●●●●についましては、ここから直線で60mのところですからすぐ隣でございます。●●●●●まで200mの位置でございます。それから〇〇〇からだと800mぐらいの位置にあると思います。周りが住宅が揃っているところでございますので第3種農地に属するかと思っておるところでございます。

本来であれば田でございますが現況は栗と梅が植えてありまして、しっかりと管理されているところでございます。問題はなかろうかと思っておるところでございますがよろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 何か質疑ございますか。

小宮委員 隣接地の許可といたしますか、富田さんという家があるようですがそのところは問題ないですか。

宮咲委員 隣地は、この一角の所が元々一筆の所だったんですが分筆して、農振に入っていたんですが、農振の適用除外をして今の斜線の部分になっているわけです。ここは、赤松英一郎さんの全部土地です。隣地の承諾はいらないです。

蔦木委員 参考のために聞きたいですが、親子で賃貸借、もちろんいいわけですが、

- ただいまの説明に対し質疑ございますか。
- 平井委員 ここに一時転用と書いてあるけど何年になるかな。
- 天野委員 許可が下りてから半年間。
- 平井委員 1年か、2年か、3年か、現状復旧するのか。
- 天野委員 そのことですが、●●の●●さんは完全に現状復旧して戻すといってるんですが。
- 平井委員 それを書いたものはないの。
- 事務局 許可日から平成29年3月31日までということです。工事が終わるのが概ね2月頃ということで3月に戻すということです。
- 平井委員 もし長引いたら延長を出すということだね。
- 事務強 はい。でも、工事は2月に終われるということです。
- 天野委員 業者の方はきちんとして返すといっているんですが、貸付人の●●さんは、下の方の小さな三角の土地が県道に対して斜めになっているんですが駐車場に入る道をそこに造るんですが、それに並行して車が入れるような地形になるんです。その方が農作業がしやすいんで土地の形が変わったらまずいか訊いてくれといわれているんですが。
- 事務局 基本的に現状復旧ということですから形は変えてもらってはいけないと思います。ここは農用地区なので近い形で戻していただくということです。農振がかかっていなければ転用していただくということになりますが、農振をかぶっているところですので基本は元通りに戻すということになると思います。よろしくお願いします。
- 志村委員 その農地に入るために取り付ける道路でも駄目ですか。
- 事務局 基本は農振のところですので。
- 志村委員 何パーセント以内とか規定はないですか。

事務局 現況復旧ということですから。

志村委員 その農地を耕すために入る道だとか、その農地で使うための農機具を置くところだったり、農地に入らなくても動かしては駄目ですか。

事務局 道ではなくて土なら問題ないと思います。道として活用するとしたら馬道が入っていますので。

志村委員 それをもっと機械化するということでも駄目ですか。道は入るための道なんですよね。

事務局 そのために馬道があるので3尺なり5尺なりそのための道ですので、面積が決まられていますので大幅に違うとうまくないと思います。土のままだと問題ないと思いますが、砂利とか敷くと駄目です。

平井委員 農振外にしておかないと駄目。

議長 他に何かございませんか。

(異議なしの声)

それでは、質疑を打ち切ります。許可してもよろしい方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決めます。

8 報告事項

議長 続きまして、日程第8の報告事項を議題といたします。
転用確認証明交付に対する報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 転用確認証明交付に対する報告、平成28年7月11日から平成28年8月10日。後記のとおり、転用確認申請を交付したので報告する。平成28年8月25日。

番号1、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積744㎡、申請者住所・氏名、〇〇町〇〇×××の×、●●●●、許可年月日、平成15年8月20日、許可番号、富東農×第×8の×の××号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年7月29日。

番号2、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、台帳畑、現況宅地、申請者住所・氏名、〇〇町〇〇〇×××の×ユ●●●●●●●●×の×××号、●●●●●、許可年月日、平成27年11月18日、許可番号、富東農第×の××の××号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年8月8日。

番号3、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、××××の×、地目、台帳2筆とも畑、現況2筆とも宅地です。地積154㎡、90㎡、申請者住所・氏名、〇〇町〇〇〇×××の×●●●●●●●●×の×××号、●●●●●、許可年月日、平成27年11月18日、許可番号、富東農第×の××の××号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年8月8日。

番号4、所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××、×××、地目、台帳2筆とも畑、現況2筆とも雑種地、地積565㎡、1,232㎡、申請者住所・氏名、東京都〇〇区〇〇×の×の×の×××、有限会社●●●●●●●●代表取締役●●●●●、許可年月日、平成27年7月17日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、太陽光発電施設、交付年月日、平成28年8月12日。

番号5、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××、××××、××××、××××、××××、地目5筆とも畑、現況5筆とも雑種地です。地積363㎡、125㎡、254㎡、442㎡、856㎡、申請者住所・氏名、東京都〇〇区〇〇×の×の×の×××、有限会社●●●●●●●●代表取締役●●●●●、許可年月日、平成27年9月17日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、太陽光発電施設、交付年月日、平成28年8月12日。

番号6、所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××、地目、台帳畑、現況雑種地、地積733㎡、有限会社●●●●●●●●代表取締役●●●●●、許可年月日、平成27年4月30日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、太陽光発電施設、交付年月日、平成28年8月12日。以上です。

議長 ただいま説明が終了いたしました。何かこれに対する質問ございますか。17頁から22頁まで写真がございます。何かございますか。ないようですから次に移ります。

継続審議になっておりました大月市農業推進協議会についてを議題とします。この件につきましては、井上主幹がオブザーバーとして参加しておりますので、現在までの状況について説明をしていただきます。

事務局 6月、7月の協議会に出席をさせていただきましたが、私の率直な感想は、この協議会についてはいかに良い作物を作り、営利を目的とした共通の認識を持つ皆様が集まって、会議や研修を行っている協議会だと認識しました。

7月の会議では県農業農村支援課の普及員から農作物の栽培についての指導があり、また、農作物の販売販路について、大型スーパーの駐車場で販売やイベントでの出店についての話などがございました。協議会の会長等とお話ししたところ、今のところは特にはないが会員の中で爆発的なヒット、需要が求められるような場合には広い農地が必要になってくるというようなことで農業委員会に照合やご協力をお願いすることがあるとのことでした。

小宮委員 農業推進協議会というのは何を目的に作って、分科会もあるということですが、どんな形で動いているのか教えていただきたい。

鈴木課長 農業推進協議会の目的は、大月市内の農業について会員が情報交換することにより、農業関連産業の収益向上及び地域の活性化を図るとしてあります。部会は、生産部会、販売部会、企画広報部会の3つの部会があります。

生産部会の事業としては、相互に情報の共有を行い、市内の農業に適した効率的な生産体制を整備すると技術の向上及び先進的な情報の確保に努める。

販売部会の事業は、農生産物の消費者ニーズを把握し、生産者と協力し販売体制の整備及び販売方法の拡充を図るとしない農生産物を利用した加工品の開発を行う。

企画広報部会の事業は、農業に関連した誘客・移住等の企画を行い、農業活動の活性化を促進すると農業生産、販売拡大を含めた広報活動を行う。

以上です。

議長 大月市農業推進協議会については、今後もその状況を事務局から報告いただくということで次に日程第9その他に移ります。

議長 それでは他に無いようですから、すべての質疑を打ち切り、本日の日程を終了したいと思います。職務代理より閉会宣告をお願いします。

職務代理 それでは今日はスムーズに進行できまして、これで終了致します。どうもご苦勞様でございました。

1 0	閉会時刻	同	日	午後	1 4	時	0 1	分
1 1	解散時刻	同	日	午後	1 6	時	2 2	分